

監査委員告示第10号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和2年12月17日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 伊藤 紀味枝

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。
なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

1 監査執行年月日 令和2年11月30日（月）
午前11時00分から

2 監査対象部局及び監査の対象

総務部 総務課

- (1) 令和2年度国勢調査実施状況について
- (2) 令和2年度随意契約状況について【調査票1】
- (3) 市役所駐車場及び加茂駅前駐車場利用状況について
- (4) 庁内コピー機使用状況について（令和元年度・令和2年度）

追加資料

- ・加茂支所外壁等改修工事の契約書
- ・市有バス運行管理業務に係る契約書

総務部 危機管理課

- (1) 各避難所における避難者への対応方針について
- (2) 自主防災組織の組織状況について（令和2年10月末現在）
- (3) 自主防災組織等活動助成金の活用状況について（令和元年度）

追加資料

- ・令和元年、令和2年の消防団員名簿と同退職者名簿
（コピー不要）

総務部 税務課

- (1) 令和2年度税外債権の取り組み状況について
- (2) 京都地方税機構との連携状況について
- (3) 税務課職員の知識能力向上に向けた取り組みについて

追加資料

- ・固定資産路線価等見直し、地図システム連携データ作成業務の委託契約書

課税資料等入力 of 委託契約書（令和元年度分）

3 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

なお、以下の点について意見を述べる。

【総務課】

近年、あおり運転が社会問題となるなか、令和2年6月30日に道路交通法が改正され、あおり運転の厳罰化がなされたところである。

あおり運転は、加害者側が割り込みを受けたなどの思い込みにより、行為に至ることが半数以上であるとのデータもあるため、職員に対して、公用車の運転はもとより、職員が被害者或いは加害者とならないよう自動車等の運転について十分注意するよう啓発を行われたい。

また、現在、市の公用車の一部にはドライブレコーダーが設置されているものの、普及率は低い状況である。ドライブレコーダーは安全運転意識の向上や事故の際の証拠として有効であるため、全公用車に早急にドライブレコーダーを設置されたい。

【危機管理課】

本市においては、豪雨などの自然災害に備えて適切な避難所の開設や運営方法のマニュアル化、必要な資材等を備蓄しており、市民が安心して避難される状況は整っていると考えられる。しかしながら、現在、全世界で席卷している新型コロナウイルス感染症により、避難所における感染症対策が必要となる。

これにより避難所の運営についても見直しが図られているが、市民が安心して避難できるようあらゆる事態を想定し、対処できるよう今後も努められたい。

【税務課】

今後、令和3年度に向けた課税事務が本格化するなか、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種の税の軽減措置が適用されることになると考えられ、これまでとは違った課税事務となる。

国等から発出される通達等は十分注意し、課税誤りが起こらないよう適正な事務処理に努められたい。

また、税務課において税外債権滞納対策プロジェクトの総括を担っているが、コロナ禍により収入が減収となった世帯もあるため、各部署に対して適切な対策をとるよう指導されたい。